

# 高松市地域防災計画の修正に係るパブリックコメント実施結果

本市では、令和4年2月21日（月）から3月14日（月）まで、高松市地域防災計画の修正に係るパブリックコメントを実施しました。いただいた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を、以下のとおりまとめましたので公表いたします。

(1) 意見総数 2件（1名）

(2) いただいた御意見（要旨）をそれに対する市の考え方

※ 御提出いただいた御意見は、趣旨の変わらない範囲で、簡素化及び文言等の調整をしています。

	御意見（要旨）	市の考え方
1	ため池津波の項目を立ち上げて、他のリスクと同じような、避難対策等を入れてほしい。（香川県特有の対策）	項目の立ち上げにつきましては、一般対策編第2章第6節 ため池等農地防災対策計画において、ため池に係る防災対策を記載しておりますので、別に記載する予定はございません。 また、令和2年10月に施行された防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法では、再選定を行った防災重点ため池1,217か所の浸水想定区域図を基に、ため池が決壊した場合の影響度を踏まえ、香川県において防災重点農業用ため池を規定するものとされており、本市においては、841か所のため池が指定を受けております。
2	ため池堤防が急傾斜地の崩壊として、土砂災害の特別警戒区域(警戒区域)に指定されております、ため池には管理者がおります、堤防下には住宅が沢山あります、行政としてその解消を目指して頂きたい。	防災重点農業用ため池に指定されているものは、令和2年10月に設置された香川ため池保全管理サポートセンターが順次、劣化調査を行っております。この調査結果から、県において劣化状況及び地震・豪雨耐性を評価し、防災重点農業用ため池に係る防災工事の集中的かつ計画的な推進を図るための防災工事等推進計画に当該評価を反映させることとしております。 本市といたしましては、当該計画に基づき、まずは危険度の高い

御意見（要旨）	市の考え方
	<p>ため池について、今後、県・ため池管理者など、関係機関と連携しながら、防災工事の計画的な推進に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>次に、緊急地震情報発表時に即、堤防決壊が発生しない貯水位までの低下につきましては、個々のため池の放流施設の構造や下流水路の規模により直ちに貯水位を低下させることは困難とは存じますが、非灌漑期における低水位管理を含め土地改良区などのため池管理者に対し、適切に貯水位を管理していただきますよう、お願いしてまいりたいと存じます。</p> <p>併せて、災害が差し迫った時の、ため池管理者から市など行政への緊急点検報告などの情報伝達にも活用できる、国の「ため池防災支援システム」の普及を図るなど、ソフト面での対策を進めているところでございます。</p> <p>いずれにいたしましても、まずは、ため池の防災減災対策を着実に進めていくとともに、引き続き、県や地元土地改良区などのため池管理者、地域コミュニティ協議会などとも連携し、ため池の決壊による被害の防止につながるよう、努めてまいりたいと存じます。</p>